



## 憲 法

株式会社Xは、医薬品のインターネットによる販売を目的として、薬事法による店舗販売業の許可を得て、専らインターネット販売を行ってきた。しかし、医薬品の副作用による健康被害を防止することを目的として薬事法が改正され、販売の際の情報提供が義務付けられ、また、改正薬事法の施行に伴い、同法の委任を受けて厚生労働省令が制定され、郵便等販売（インターネット販売を含む。）が規制された。

すなわち、改正薬事法によれば、処方箋なしで購入できる一般用医薬品が、副作用のリスクの高い順に、「第一類」「第二類」「第三類」に分類され、販売方法について、厚生労働省令で定めるところにより、第一類医薬品については薬剤師が、第二類及び第三類医薬品については薬剤師又は登録販売者\*が販売しなければならないとされた。そして、最も副作用のリスクの高い第一類医薬品の販売については、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師が書面を用いて、適切な使用のために必要な情報を提供しなければならないとされ、また、第二類医薬品の販売については、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者が適正な使用のために必要な情報を提供しよう努めなければならないとされた。さらに、改正薬事法の委任を受けて制定された厚生労働省令は、情報提供の観点から医薬品については対面販売を原則とし、対面での情報提供を行えない郵便等販売（インターネット販売を含む。）においては、第一類及び第二類医薬品の販売を禁止したのである。

そこで、この厚生労働省令により、インターネットによって第三類医薬品しか販売することができなくなった株式会社Xは、この規制の違憲性を主張して、訴訟を提起することにした。その趣旨は、以下のとおりである。

すなわち、株式会社Xの通販サイトの販売ページでは、安全確保のため、医薬品パッケージに書かれた説明文に加え、同封の説明書に書かれている詳しい説明も読むことができるようになっており、購入時には問診票が表示され、アレルギーや年齢制限などに問題がないかチェックしない限り購入できないようになっている。また、不明な点があれば、常駐薬剤師が電話かメールで質問に答える体制になっている。本件規制前に、インターネット販売による医薬品の副作用などの事故例は報告されていない。

本件規制の合憲性について論じなさい。（配点：40点）



\* 登録販売者

改正薬事法により新たに設けられた制度で、登録販売者の資格は、医薬品販売の一定の実務経験等を1年以上有する者が、都道府県が実施するマークシート方式の筆記試験に合格することにより取得できる。第二類及び第三類医薬品については、登録販売者を配置すれば販売できるようになり、コンビニエンスストアなど、薬局以外での販売が認められるようになった。



## 民法

次の【事案】を読んで、後記の〔小問1〕から〔小問3〕までに答えなさい。なお、小問は、それぞれ独立している。

### 【事案】

甲土地（約45坪）は、南向き斜面上にあり、南東側から南西側にかけてブロック積みの擁壁により隣地と画され、がけになっていた。甲土地の所有者はAで、Bに賃貸されていた。Bは20年前に甲土地をAから借り、そこに2階建ての自宅を建てて居住していた。Bはこの借地権付き住宅をCに1000万円で譲渡した。賃借権の譲渡に際しては、BはAの承諾を得た。Cが甲土地上の建物に住み始めて1年余り経った時に、台風に伴う大雨で甲土地の南側を囲っていた擁壁の一部が崩れて建物が傾き、居住に適さない状況になった。

### 〔小問1〕

CはA、Bに対して擁壁及び建物の修築費用の賠償を請求することができるか。（配点：16点）

### 〔小問2〕

Cは、建設業者Dに擁壁の補修と建物の修築を800万円の報酬で依頼した。DがCの依頼に基づいて建物及び擁壁の修築を開始したところ、大地震が襲って、工事途中の出来形を始め、建物及び擁壁のかなりの部分が大きな損傷を受け、Dの工事の続行が不可能になった。この場合のC、D間の法律関係について論じなさい。（配点：12点）

### 〔小問3〕

甲土地の擁壁の一部が最初台風に伴う大雨により、次に大地震により崩れて甲土地の下側に隣接するE所有の乙土地にブロックや土砂が堆積した。Eは誰に対して、また、どのような理由に基づいて堆積したブロックや土砂の除去を請求することができるか。また、その費用は誰が負担すべきか。（配点：12点）



## 刑 法

次の事実における甲と乙の罪責を論じなさい(特別法違反の点を除く。)(配点: 40点)

甲と乙は、ワンマン社長Aが経営する東京の小さな流通関係の会社B商事に勤務している。甲は入社30年の営業部長、乙はまだ2年の駆け出しである。

あるとき、甲はAに呼ばれ、今後B商事の主要取扱商品になると見込まれる商品の取引について、製造元で金沢に所在するC社と契約交渉をするため、部下の乙と金沢に行くよう指示を受けた。その際、Aは甲にジュラルミン製のアタッシュケースを手渡し、「今回の出張から、これを持って行ってもらうことにした。このケースの中には、ダイヤルを暗証番号に合わせないと開かない区画が2つ付いていて、左側の区画には契約書に押すための社印が、右側の区画には、交渉が決裂しそうになるなど、ピンチに陥ったときにだけ使うための現金100万円が入っている。今回の交渉は今後の我が社の主力商品にかかわるものだから、C社がなかなか乗ってこないときには、君の才覚で、飲ませるなり何なりその金を使って、ともかく成約に持ち込んでくれ。もちろん、法に触れるようなことをしては困るが。左の区画の暗証番号は『2010』、右は『1114』だ。」と告げた。

甲は、社長室から出ると乙のところに来て、「さあ、これから金沢に出張だ。」と言いながら、「えーっと、暗証番号は……」とAから教えられた暗証番号を手帳にメモしようとする。これを見た乙から「暗証番号って、何ですか。メモするのは不用心ですよ。」と言われて、甲は乙に「いや、このアタッシュケース内の金庫の暗証番号だよ。社印と、ピンチのときに使う現金100万円が入っているそうさ。」と説明した。そこで乙は「私は若くて記憶力に自信がありますから、私に教えてくれれば、覚えておきます。」と提案し、甲は納得して、乙に「2010」と「1114」の暗証番号を教えた。

幸い、C社との契約は、甲の熱意が伝わって翌日にまとまった。100万円を使う必要もなかった。乙がアタッシュケースからB商事の社印を取り出し、甲は、C社と契約書を取り交わすことができた。

ところが、宿泊先のホテルで帰り支度をしているとき、乙は、自分の財布にほとんど現金が残っておらず、キャッシュカードも忘れてきたことに気が付いた。昨晚、交際中のDに「お土産に素敵な漆器を買っていくからね。」と約束してしまった手前、何としても現金を調達しなければならない。ピンチである。

そこで乙が思い出したのが、アタッシュケースの中の現金である。「ピンチの



ときに使う」ために社長が持たせてくれたのだから，私用ではあるが構わないだろう。甲から暗証番号を教えてもらったときには，まさか自分のために現金を取り出すとは思ってもみなかったが，いざ必要となってみるとありがたいものだ。そう考えて，同室（甲と乙とは，ツインルームに同泊したのである。）の甲がシャワーに入っている間にアタッシュケースを開け，ダイヤルを「1114」に合わせて，100万円の入った封筒（封はされていない。）を取り出し，その中から5万円を抜き出した。するとそのとき，甲がシャワーから出てきそうになったので，乙は，5万円をとりあえずホテル備え付けの冷蔵庫に入れ，残りの95万円が入った封筒をそのまま元の場所に納め，アタッシュケースの蓋を閉めて，素知らぬ顔で自分の荷物整理を続けた。

しかし甲は，シャワーから出るなり，乙に「さあ，帰るぞ。」と告げ，乙は，冷蔵庫から5万円を取り出す機会がないまま，甲と共にホテルを出ることになった。Dへのお土産を買う時間もない。

そうして新幹線で東京に帰り着いたころ，ホテルから甲の携帯電話に「冷蔵庫に5万円をお忘れではありませんか。」という電話がかかってきた。甲は「そういうことはありません。別のお客さんのものでしょう。」と答えた上で，乙に事情を尋ねたところ，乙はアタッシュケースから5万円を抜き取ったことを白状した。甲としては，部下の監督が不行届だったことになるから，これもまたピンチである。甲は，乙には「そのことは誰にも言うな。」と申し付け，Aには「C社がいろいろ言うものですから，交渉資金から5万円を使わせていただきました。」と報告したところ，永年B商事のため貢献してきた甲の言うことであり，Aもそのまま信用し，アタッシュケースを受け取った。